様式第４－２号（第６条関係、第７条関係）

**景観計画区域内建築物等自己点検表（市街地景観区域）**

　※「申請内容」欄に、指導基準への対応について簡潔に記入してください。

①建築物の建築等・工作物の建設等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 申請内容 | 指導、助言等の内容 |
| 建　築　物　等 | 高さ | ・周囲の建築物、景観との調和のある高さとする。 |  |  |
| 全体、屋根・壁面等の意匠 | ・建築物全体を統一感のある質の高い意匠とする。 |  |  |
| ・立地条件を十分考慮するとともに、周囲の建築物景観との調和に配慮した意匠とする。 |  |  |
| ・壁面は道路に面する面だけでなく側面、背面にも配慮するとともに、周囲に圧迫感を与えないよう配慮した意匠とする。 |  |  |
| ・屋根の色彩は周辺建築物の色彩と調和させるとともに落ちついたものとする。 |  |  |
| ・屋根・外壁等の基調となる色は、マンセル表色系における色相R・YR系では、彩度６以下。色相Y系では、彩度４以下、その他の色相では彩度２以下とする。（ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し、周辺の景観と調和している場合はこの限りではない。） |  |  |
| ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 申請内容 | 指導、助言等の内容 |
| 建　築　物　等 | 屋外施設、屋外階段、ベランダ、バルコニー、付属建築物等 | ・付帯設備・施設は本体建築物と調和する意匠とするとともに、街並みとの統一感を乱さない配置と意匠とする。 |  |  |
| ・屋上設備は建築物と一体的な意匠とする。 |  |  |
| ・建築設備や配管類ができるだけ建築物の外部に露出しないようにする。 |  |  |
| ・屋上に駐車場を設ける場合は周囲から駐車車両等が見えにくくなるよう配慮する。 |  |  |
| ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。 |  |  |
| 屋　外　広　告　物 | 位　置 | ・集約化を図るなど周囲の景観を混乱させないよう十分配慮し、建築物全体としてまとまりのある位置とする。 |  |  |
| ・街路景観を混乱させない位置とする。 |  |  |
| ・周囲の屋外広告物の位置との調和を図る。 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 申請内容 | 指導、助言等の内容 |
| 屋　外　広　告　物 | 規　模 | ・景観形成上の阻害要素とならないよう、周辺の景観との調和に配慮した規模とする。 |  |  |
| 意　匠 | ・集約化を図るなど周囲の景観を混乱させないよう十分配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 |  |  |
| ・周囲の景観特性に十分配慮し、街並みの統一感を乱さない質の高い意匠とする。 |  |  |
| ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。 |  |  |
| 土　地　・　敷　地 | 造　成 | ・変更後の土地の形状が周囲の自然景観と調和のとれたものとする。 |  |  |
| 建築物・工作物の位置 | ・敷地の立地特性や周辺地区の望ましい景観のあり方に配慮して、周囲の景観と調和しやすい位置に配置する。 |  |  |
| ・ランドマークとなる可能性を有する場合、市の景観の構造及び構成に配慮して配置する。 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 申請内容 | 指導、助言等の内容 |
| 土　地　・　敷　地 | 門・塀・柵 | ・街路空間等に威圧感、圧迫感を与えたり、周囲の景観に殺伐感を与えないよう配慮する。 |  |  |
| 敷地の植栽 | ・周囲の植生・植栽との調和に配慮し、季節感のある植栽を行う。 |  |  |
| ・道路等から見て、周辺の景観との調和を阻害する要素がある場合は、それが直接見えにくくなるよう植栽に配慮する。 |  |  |
| 屋外駐車場等 | ・道路、公園等から駐車車両等が直接見えにくくなるよう、配置や植栽等に配慮する。 |  |  |